



# 和光市みどりの基本計画 資料編

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. SDGs（持続可能な開発目標）             | 1  |
| 2. みどりの区分                      | 2  |
| 3. みどりの現状                      | 3  |
| (1) みどりの機能（補足）                 | 3  |
| (2) 土地利用の変遷と市街地整備              | 6  |
| (3) 湧水                         | 8  |
| (4) 現況緑地の面積                    | 9  |
| (5) 現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～        | 10 |
| (6) 主な活動団体                     | 13 |
| (7) 市民意向                       | 14 |
| (8) 身近な都市公園等の充足状況              | 18 |
| (9) 公園・緑地の維持管理コスト              | 19 |
| (10) 法や条例等に基づくみどり              | 20 |
| (11) 農業・農地                     | 21 |
| (12) みどりに関する支援制度               | 22 |
| (13) 持続性が担保されていないみどり           | 23 |
| 4. 目標                          | 24 |
| (1) みどりの目標4, 5（指標としたアンケートについて） | 24 |
| (2) 基本施策ごとの目標                  | 26 |
| 5. 計画の策定体制と経過                  | 28 |
| (1) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会設置要綱    | 28 |
| (2) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会委員名簿    | 29 |
| (3) 計画の策定経過                    | 29 |



エス・ディー・ジーズ  
**I. SDGs (持続可能な開発目標)**

「SDGs (持続可能な開発目標)」とは

SDGsとは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓って、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が目標実現に向けて行動する目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**



本計画と関連性の高い項目

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>                                    | <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>      | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>               |
| <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>      | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> | <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |

## 2. みどりの区分

| 定義                  | 種類                  | 種別                                       | 内容  |
|---------------------|---------------------|--|---|
| みどりの基本計画で対象とする「みどり」 | 緑地                  | 都市公園※ <sup>3</sup>                       | 街区公園※ <sup>4</sup> 、運動公園、総合公園※ <sup>5</sup>             |
|                     |                     | その他公園                                    | 借地公園、提供公園※ <sup>6</sup> 、外環占有公園等                        |
|                     |                     | 公共施設緑地                                   | 公的レクリエーションの場、寄付や買取の緑地、公共施設の植栽地、学校等の植栽地、市民農園、道路植栽地       |
|                     |                     | 民間施設緑地                                   | ふれあいの森（市民緑地）、民有グラウンド、私立学校等植栽地、社寺境内等の植栽地、住宅団地の植栽地、工場の植栽地 |
|                     |                     | 法による                                     | 特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域※ <sup>7</sup> 、河川区域、生産緑地地区（農地）        |
|                     | 地域制緑地※ <sup>1</sup> | 条例による                                    | 保全地区、保存樹木   |
|                     | 上記以外の緑地             | 樹林地（段丘斜面林の一部）、市街化調整区域の農地、生産緑地以外の市街化区域の農地 |   |
|                     |                     |  | 湧水  |

- ※<sup>1</sup> 施設緑地 都市公園、都市公園以外の公有地または公的に管理されている公園・緑地、民有地で公園緑地に準じる機能を持つもの。
- ※<sup>2</sup> 地域制緑地 法や条例により、土地利用を規制することで良好な自然環境の保全を図るもの。
- ※<sup>3</sup> 都市公園 都市公園法に基づき設置される公園または緑地であり、レクリエーションの空間となるとともに、良好な都市景観の形成、防災性の向上、生物多様性の確保に資するもの。
- ※<sup>4</sup> 街区公園 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置するもの。
- ※<sup>5</sup> 総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置するもの。
- ※<sup>6</sup> 提供公園 都市計画法に基づく開発行為により整備された公園で、市に譲渡されたもの。
- ※<sup>7</sup> 近郊緑地保全区域 首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化を防止するため、首都圏近郊緑地保全法により良好な自然環境を形成する樹林地や水辺地等について指定するもの。

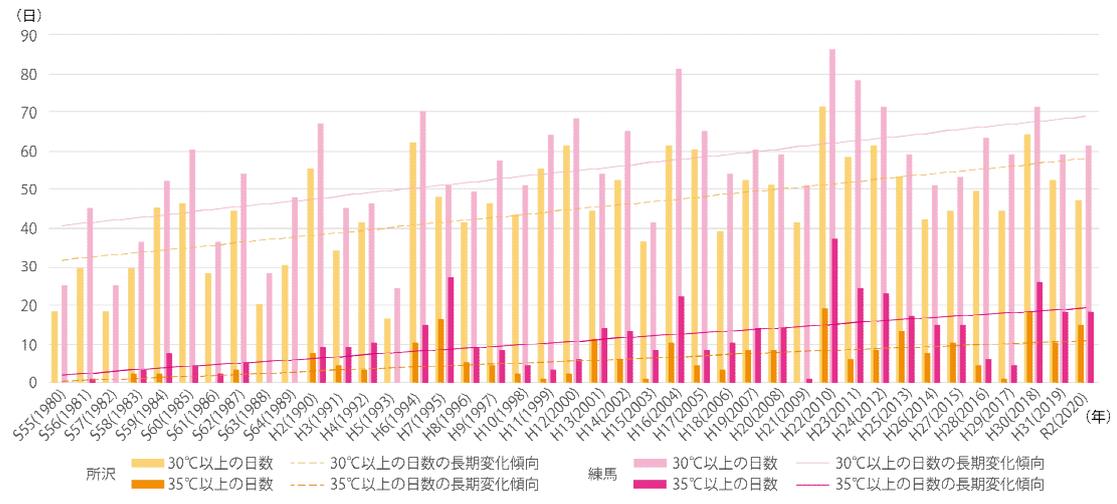
### 3. みどりの現状

#### (1) みどりの機能（補足）

##### ■ 都市気象の緩和

##### ● 過去40年間で猛暑日が増加傾向、ヒートアイランド現象が顕在化

みどりは、蒸散作用により気温の上昇を抑え、ヒートアイランド現象を緩和します。所沢及び練馬の過去40年間の気象データでは、真夏日や猛暑日の日数が増加傾向にあります。これは、都市化によるコンクリート等の人工被覆面の増加、蒸散により気温を下げる効果のある樹林地の減少等が要因の一つと考えられます。また、猛暑日等が増えることで、熱中症リスクの増加、冷房に関わるエネルギー消費の増加などが危惧されます。

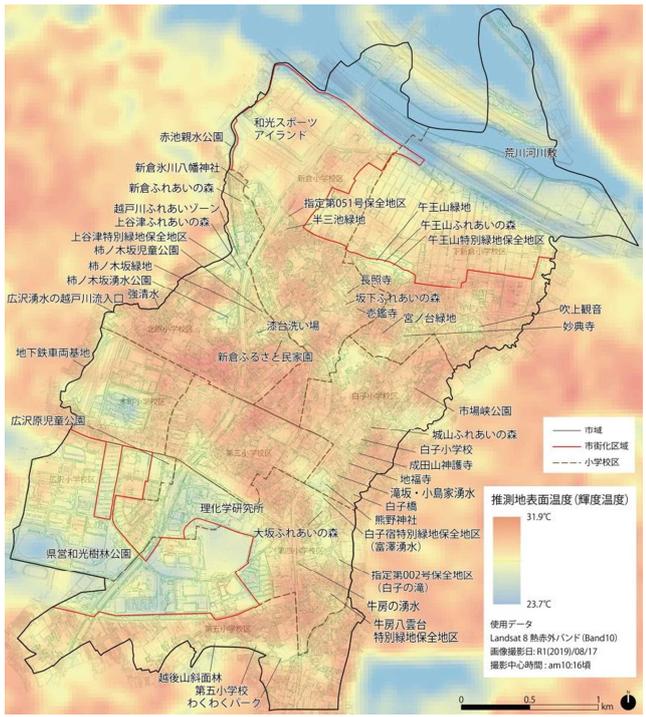


過去40年間の30℃以上及び35℃以上の日数の推移（所沢観測所、練馬観測所）

##### ● 緑木の少ない市街地では、ヒートアイランド現象が顕著

和光市駅周辺など都市的土地利用が集積する地域では、高温域が形成され、ヒートアイランド現象が顕著です。

水面や緑陰を形成する樹群の少ない商業施設や住宅地では周囲と比べて輝度温度が高い結果となり、ヒートアイランド現象の緩和のための効果的な緑化が求められます。



和光市の推測地表面温度（輝度温度）

## ■ 生物の生息・生育環境の確保

### ● エコロジカル・ネットワークを構成するみどり

本市は東京都に隣接し、都市化が進行していますが、荒川をはじめ、武蔵野台地末端の崖線斜面林や湧水、点在する屋敷林や社寺林など、良好な自然環境が分布しています。

荒川河川敷周辺、荒川低地に広がる農地、和光樹林公園から理化学研究所に広がるみどりのまとまりが、生物多様性の拠点（コアエリア）として生き物の生息地となり、それらをつなぐ河川や崖線林が生態的回廊（コリドー）として生き物の移動経路となり、本市のエコロジカル・ネットワークを構成しています。



エコロジカル・ネットワークを構成するみどり

## ■ 自然災害による被害の軽減

### ● 水害時に遊水機能※を果たすみどり

新倉氷川八幡神社、午王山、吹上観音の北側には荒川低地が位置し、これらの地域は、過去の水害による浸水実績があるほか、荒川・入間川が氾濫した場合の浸水想定区域に含まれています。これらの区域の農地などは、水害時に一時的に冠水し、ほかの土地の被害を軽減する役割を果たします。

### ● 土砂災害を緩和するみどり

斜面林の下草や落枝落葉が地表の浸食を抑制すると共に、樹林の樹木が根を張り巡らせることによって土砂の崩壊を抑制します。急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民に危害が生じるおそれがあると認められる区域において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。その多くが斜面林を含んでおり、土砂災害を緩和する役割を果たします。



災害の緩和に資するみどり

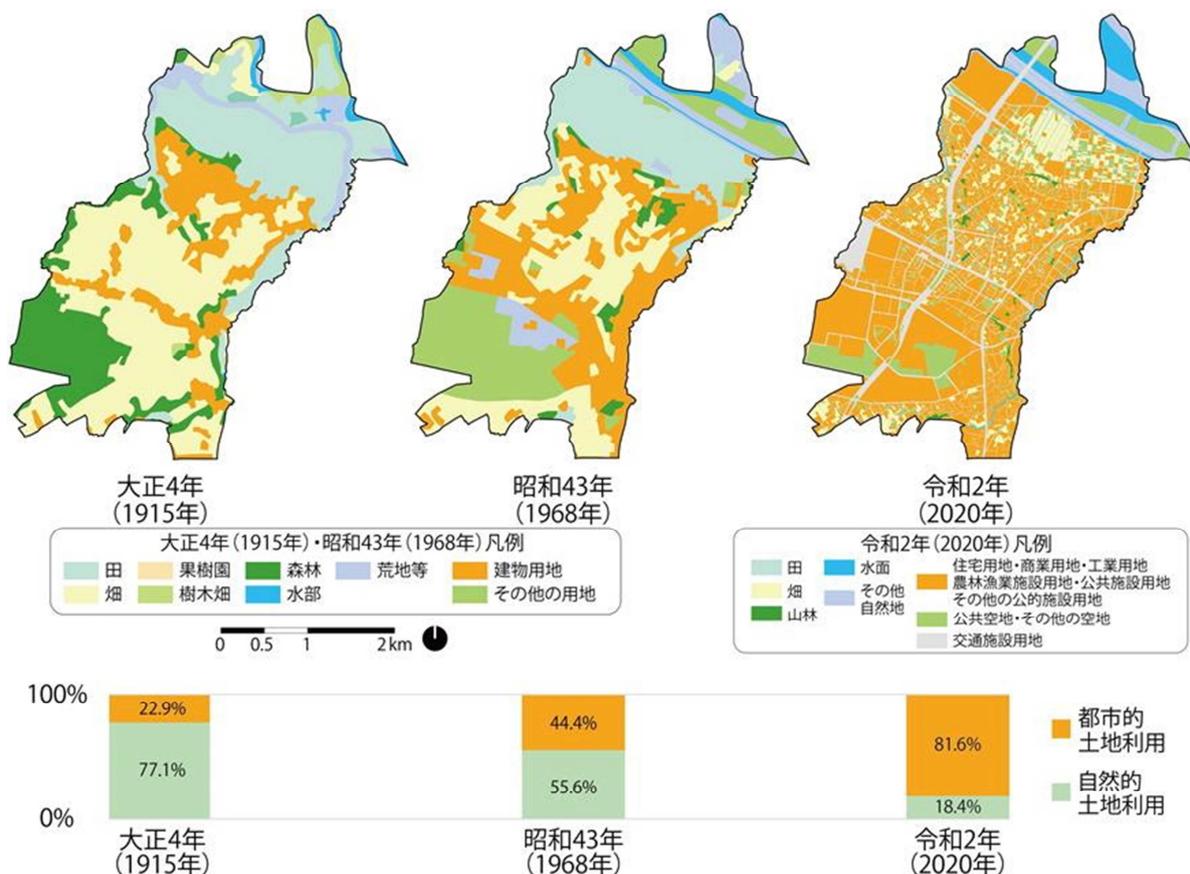
※ 遊水機能：田畑等において、雨水や河川からの流入した水を、一時的に貯留する機能。

## (2) 土地利用の変遷と市街地整備

### ■ 土地利用の変遷

令和2年(2020年)の土地利用は、住宅、商業、工業の都市的土地利用が市域の81.6%、自然的土地利用が18.4%を占めています。

自然的土地利用は大正4年(1915年)の約77%から約60%減少している一方、都市的土地利用は約60%増加しています。



※ 土地利用分類図(大正4年(1915年))は『5万分1地形図「東京西北部」明治42年測図・大正4年鉄道補入(大正8.1.30発行、図式は明治42年式)』、土地利用分類図(昭和43年(1968年))は『5万分の1地形図「東京西北部」昭和43年(1968年)編集(昭和44.3.30発行、図式は昭和40年式)』を利用し、5万分の1の縮尺精度に編集されたもの。(https://nlftp.mlit.go.jp/index.html)

※ 3時期の地図は、作成手法や凡例定義が異なるため、土地利用面積及び構成比の数値は参考値として算出。

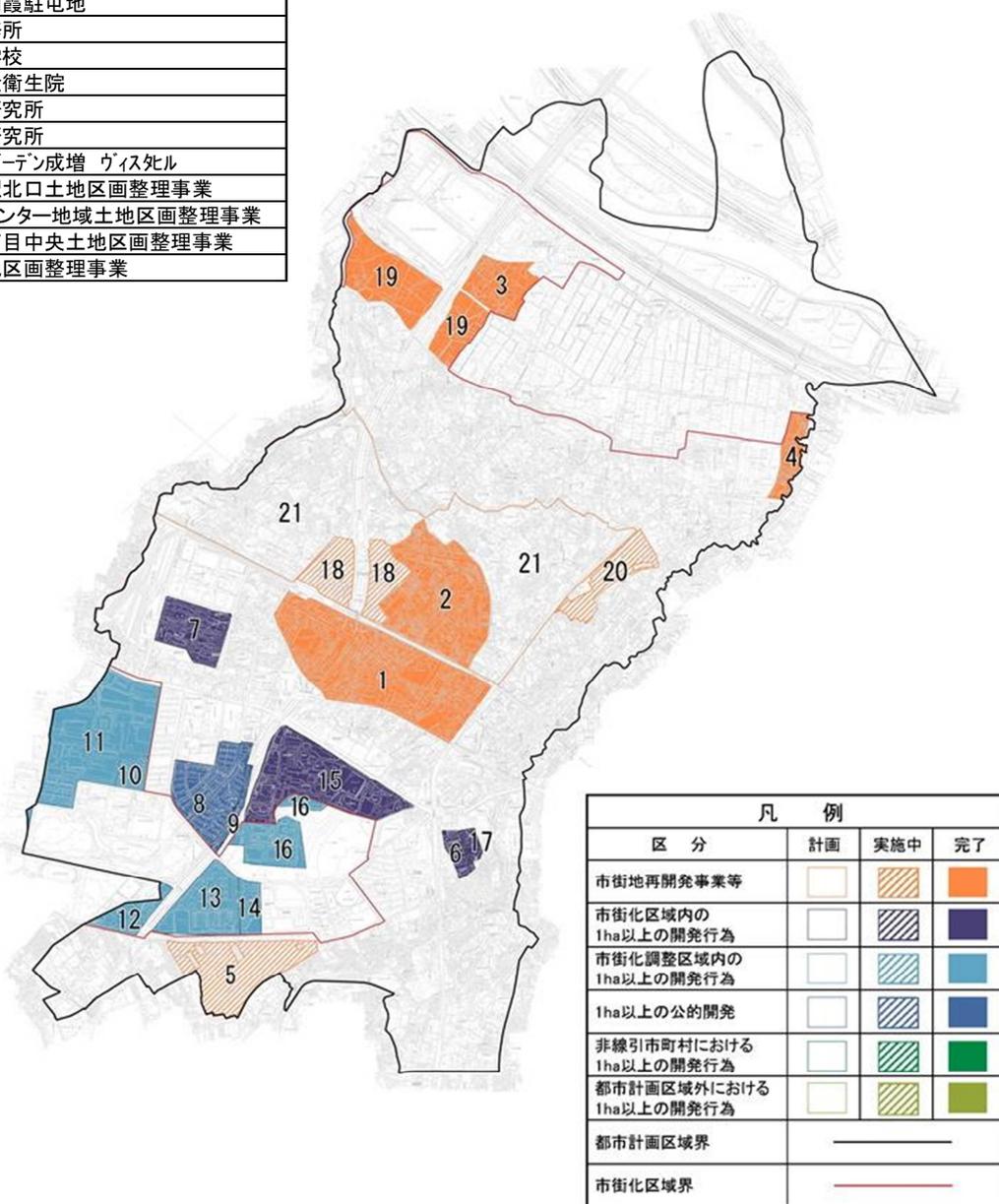
大正4年(1915年)、昭和43年(1968年)、令和2年(2020年)の土地利用の変遷

(出典:土地分類基本調査(国土交通省)による土地利用分類図と和光市都市計画基礎調査のデータより作成)

## ■ 市街地整備

駅北側やインターチェンジ周辺などで土地区画整理事業等が実施されており、事業に合わせて公園整備も進められています。

|    |                   |
|----|-------------------|
| 1  | 丸山台土地区画整理事業       |
| 2  | 中央第二谷中土地区画整理事業    |
| 3  | 松ノ木島土地区画整理事業      |
| 4  | 野川土地区画整理事業        |
| 5  | 越後山土地区画整理事業       |
| 6  | DIKマンション          |
| 7  | CIハイツ和光           |
| 8  | 西大和団地             |
| 9  | 西大和第三団地           |
| 10 | 和光宿舎              |
| 11 | 自衛隊朝霞駐屯地          |
| 12 | 司法研修所             |
| 13 | 税務大学校             |
| 14 | 国立公衆衛生院           |
| 15 | 理化学研究所            |
| 16 | 理化学研究所            |
| 17 | ライオンズガーデン成増 ウィス死ル |
| 18 | 和光市駅北口土地区画整理事業    |
| 19 | 和光北インター地域土地区画整理事業 |
| 20 | 白子三丁目中央土地区画整理事業   |
| 21 | 中央土地区画整理事業        |



市街地開発事業等図

0 0.5 1 km

1章  
みどりの  
基本計画について

2章  
和光市のみどりの  
現状と課題

3章  
みどりの  
将来像と目標

4章  
将来像の実現に  
向けた取組

5章  
計画実現に向けて

資料編

### (3) 湧水

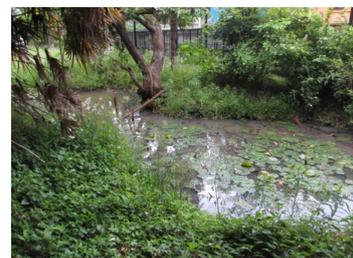
本計画では、下記の21箇所を主な湧水として対象にしています。これらの湧水以外にも、住宅敷地内等で湧水の湧出が確認されています。



柿ノ木坂湧水公園



湧水位置図

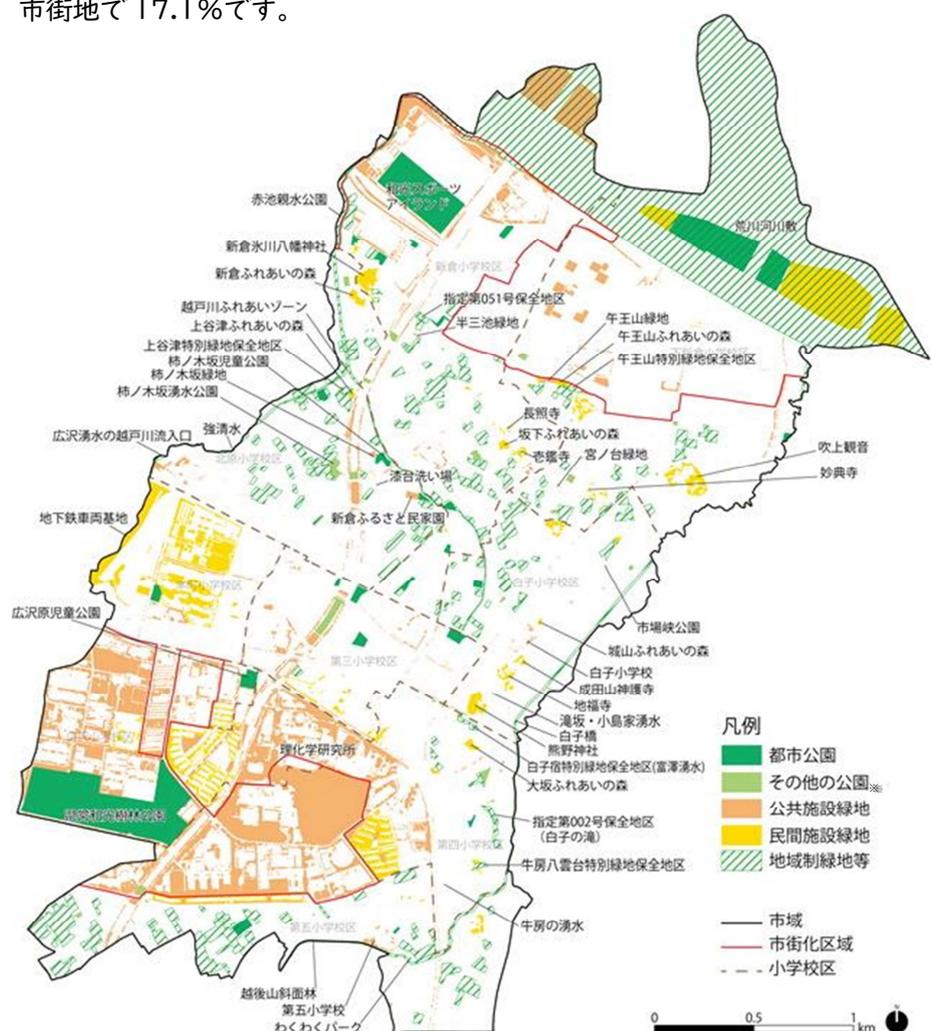


地下鉄車両基地内の池

1章 みどりの基本計画について  
 2章 和光市のみどりの現状と課題  
 3章 みどりの将来像と目標  
 4章 将来像の実現に向けた取組  
 5章 計画実現に向けて  
 資料編

### (4) 現況緑地の面積

都市公園等、公共・民間施設緑地、地域制緑地等をあわせると、本市の緑地面積は、市域で約323ha、市街地で約125haです。区域に占める緑地の割合（緑地率）は、市域で29.3%、市街地で17.1%です。



※その他の公園：都市公園以外の公園で、借地して設置した児童遊園地や、民間開発に伴い整備した提供公園などがあります。

公園・緑地位置図

現況緑地の面積総括表

| 緑地種別          | 現況(令和3年(2021年)3月末) |               |               |               | 備考               |
|---------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
|               | 市街化区域              |               | 市域            |               |                  |
|               | 整備量<br>面積(ha)      | 整備水準<br>(㎡/人) | 整備量<br>面積(ha) | 整備水準<br>(㎡/人) |                  |
| 都市公園等 計       | 15.69 (59箇所)       | 1.93          | 45.49 (63箇所)  | 5.43          | 都市公園等は含まない       |
| 公共施設緑地 計      | 37.73              | 4.64          | 96.37         | 11.50         |                  |
| 民間施設緑地 計      | 25.40              | 3.13          | 39.70         | 4.74          |                  |
| 施設緑地 計        | 78.82              | 9.70          | 181.55        | 21.67         |                  |
| 地域制緑地 計       | 46.27              |               | 164.97        |               |                  |
| 施設緑地と地域制緑地の重複 | 0.00               | -             | 23.12         | -             | 荒川近郊緑地保全区域内の施設緑地 |
| 緑地 総計         | 125.09             |               | 323.40        |               |                  |
| 人口(人)         | 81,283             |               | 83,781        |               | R3.4.1時点         |
| 区域面積(ha)      | 733                |               | 1,104         |               |                  |
| 緑地率(%)        | 17.1%              |               | 29.3%         |               |                  |

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

## (5) 現地調査 ～和光市の湧水と緑地を巡る～

### ■ 現地調査後の講評や委員意見より

#### ◆ 緑地との関わり方・目指す姿

- うっそうとした樹林地や閉鎖的な緑地は心理的な立入りにくさを生じさせる。人の手が入っているのを感じられることに居心地の良さを感じたり、緑地に入れることで愛着形成につながる。誰でも気軽に入れるように外から来た人の視点で管理する意識を持つことも大切。
- どのような森を目指すのかで手の入れ方も変わってくる。自然の力だけでは植生の良好さを保つことはできない。植物の世代交代が順調に進むと良好な階層構造を維持できる。
- 緑地の管理に関しては、園芸種があっても良いのか、移植した貴重種をどう扱うのか、階層構造がどうあるべきなのかなどのあり方を考え、園芸種を育てるなら園芸種の場所、貴重種を移植するなら移植の場所と分かりやすくゾーニングすると良い。
- イヌシダやホトトギスは急斜面の崖など自然度が高くないと見られない。このような貴重な植物環境を残すためには、東斜面、北斜面を保全すべきである。
- 自然観察会やプレーパークなど、緑地や公園の楽しみ方をより広範囲に伝えることのできるコンテンツがあるとよい。環境が持っている貴重性や希少性を誰が見ても分かるようにかみ砕いて環境教育やソフトのコンテンツ作り、提供の仕組みを作ると良い。



**大坂ふれあいの森** 小規模な緑地であるが、沢の源頭の地形を成し、地下水位を知る井戸、湧水、礫層、東京軽石層を含む関東ローム層など、武蔵野台地の地質が観察できる。ムクやイヌシダのまとまりがあり、特にムクのまとまった林は珍しい。環境が変わったところもあるが、ヒバカリもおり、未だ重要な場所であることに変わりない。



**白子宿特別緑地保全地区・富澤湧水** 歴史ある暮らしや生業のすぐそばに湧水と緑地がある。湧水は年間を通して17℃程度に保たれているが、15年位前と比べると0.5度ほど上昇している。湧水が観察できる場所が駐車場なので、駐車場利用者以外の人々が落ち着いて湧水を見て触れることができる環境整備が必要。斜面上部では水を好むケヤキ・シラカシ・ムクの木が見られる。斜面上部の台地上から大坂方面に抜けられる回遊性があるとよい。

### ◆ 生物多様性の確保

- 生物多様性を求めるのであれば、刈り過ぎない・綺麗にしすぎないことも大切で、草を刈るときはもう少し高い位置で刈ったり、刈る頻度を抑えたり、あえて刈り残しを設けると良い。
- 樹林整備をした後の枝や土などをその場で上手に活用することで、緑地整備と生物多様性の双方に寄与できる。エコスタック※の設置の仕方ですぐに生息する生き物が変わってくるため、目的に応じた整備が必要である。
- 明るいところ、暗いところなど、一つの緑地の中に異なった環境があることで、生物の多様性につながる。ただし、手を入れて林床を明るくすると、乾燥化の危険もある。カントリーヘッジ※を作ることで林床を通る風を緩和させる方法もある。
- 今いない生き物はなぜいないのかに目を向け、その生き物（期待種）がいる環境はどのようなものなのか、現状とのギャップを分析する。そのギャップを埋めることで、今後の可能性がさらに広がっていく。

### ◆ 緑地をみんなで楽しみながら管理する

- 整備の際には短いスパンでできる作業を参加者を交代しながら繋げていくことで広い世代の多くの人々が携わることになり、活動が活発になる。楽しい場づくりで繋がっていくことが良い。
- 一つの緑地に多くの人々が来るという観点も大切だが、訪れる人が増えると環境負担になるというジレンマも生じるため、市内に魅力がある緑の拠点がたくさんあり（人の分散）、イベントなどを通じてみどりや生き物を楽しむことができるようになると良い。
- 初心者でも見た目で見分かりやすい外来種なら「〇〇を刈ろう」などのイベントにして刈るのも手である。
- 会（管理団体）に入っていない人でも、いざという時に手伝ってくれる人がいるとよい。その場所や活動を知っているという人を増やしていくことが大切。
- 一つの緑地内に多様な環境があると活動も楽しくなる。活動が活発であると、ポイ捨てや盗掘等の抑止力となる。



柿ノ木坂湧水公園 起伏に富んだ地形に、丈の低い草地、樹林、湧水、流れと様々な要素が並存し、子ども達の遊び場や生態系の基盤としての双方のポテンシャルを有している。隣接する畑・植木畑との連続性がユニークである。

※ エコスタック：枝や刈草などを積み、昆虫や爬虫類などの小さな生き物が生息する場所となるもの。

※ カントリーヘッジ：自然の樹木を使った生け垣風のもののこと。

## ◆ 周りとのコミュニケーション

- **住宅地に隣接する緑地では、住人との関係性が非常に重要である。**周辺住民が活動やその内容を知らないことからクレームになることが多い。良い関係を築くために、事前に活動内容を知らせると良い。
- **民有地の担保性を維持するためには、地権者とコミュニケーションを取り、その緑地に理解や愛着を持ってもらうことが重要である。**
- **遊びをはじめとした現状の利用や今後の望ましい利用について、利用する市民と意見交換（ワークショップ等）を行ったり、自然環境の専門家による詳細な調査を行ったりして場への理解を深め、公園のあり方を検討すると良い。**



**午王山ふれあいの森** 和光に残された数少ない荒川に面した崖線。樹林は暗く鬱蒼としているが、台地上の草地と隣接の農地の存在が効く。



**外環上部丸山台広場** 河川敷以外では貴重なオギ原と中・高茎草地で暮らす動物の生息地。安全に遊びやすい緑地。繁華な市街地の中に草地、原っぱが存在しているということ自体が魅力ではあるが、中に入って利用できるということがさらなる魅力や人々の愛着を高めるはずである。



**漆台洗い場** 湧水量が多く、湧水の涵養地として重要であり、まとまった水面や地層が見れる崖が地形・景観として貴重である。



**上谷津ふれあいの森** 階層構造を意識しながら植栽・植生の密度をもう少し下げ、隣接する農地への視線、越戸川方面への眺望を向上させることで魅力向上につながる。市街地と隔絶した場所にあつて、団体の関わりが感じられることは、この場所を訪れる人々にとって安心感を抱かせる重要な要素である。



**熊野神社** 富士塚にはツツジやサツキが植栽されている。文化的要素として重要であり、この緑地の価値を高めている。市内にこれだけ広くて暗い池は他になく、イトトンボなど、暗い池と森がセットになった環境を好む水生の生物相が魅力。



**地下鉄車両基地** 調節池の広がりある湿生植生、微地形と植生変化の教科書のような場所。広大な乾性・湿性の草地の存在は貴重。

## (6) 主な活動団体

本市では、市民協働型管理業務として、ふれあいの森や特別緑地保全地区内で、市民団体による緑地保全や維持管理活動が行われています。

また、和光市公園サポーター活動支援事業が令和2年（2020年）1月にスタートし、都市公園などで清掃や緑化活動などが行われています。

これらの活動は、清掃や施設保全、緑化、野草の保護、観察会の開催や植物ガイドなど、多岐にわたっており、みどりの維持管理だけでなく、魅力発信も行っています。

| 団体名                     | 主な活動内容  |
|-------------------------|---|
| 和光ホテルの会                 | ホテルを良好な自然環境の象徴として復活させようと、他の団体と連携して繁殖技術を研究する一方、観賞会や学校での飼育講習などの啓発活動も進めています。             |
| 和光自然環境を守る会              | 自然との共生を目標に、越戸川の清掃、催しの開催、新河岸川水系の一斉水質調査・水生生物調査など、野外活動を重視した保全活動をしています。                   |
| 特定非営利活動法人<br>和光・緑と湧き水の会 | 市内に多い湧水とその周辺の緑地を対象に、身近な自然の保全のための提案や自然に親しむ観察会を行っています。また、市との協働により、新倉ふれあいの森の保全活動を行っています。 |
| 白子川と流域の水環境を<br>良くする会    | 流域市民が一体となって、白子川のより良い水循環を考え、保全、回復することによって、水辺の生態系を守り、また、人々の生活文化を伝えていくことを目的に活動しています。     |
| 赤池・シャロン会                | 公園サポーター制度に登録し、赤池児童遊園地・ふたば公園・みつば公園の清掃やパトロール、花壇整備などの緑化活動を行っています。                        |
| 新倉午王山の会                 | 市との協働により、午王山特別緑地保全地区及びその周辺の保全活動を行っています。   |
| 白子大坂ふれあいの森の会            | 市との協働により、大坂ふれあいの森の保全活動を行っています。また、森の横の大坂通りの清掃も行っています。                                  |
| 上谷津ふれあいの森を守る会           | 市との協働により、上谷津ふれあいの森及びどんぐりの小径の保全活動を行っています。  |
| 上谷津公園ボランティア             | 公園サポーター制度に登録し、上谷津公園の清掃やパトロール、花壇等の植栽活動を行っています。   |
| 和光花樹林                   | 公園サポーター制度に登録し、和光市駅南口駅前広場・あけぼの公園・広沢原児童公園の除草や花壇等の植栽活動を行っています。                           |
| こてつ<br>(子どものための哲学対話)    | 公園サポーター制度に登録し、外環上部丸山台広場を活用したイベントの実施、除草・草刈り等の清掃やパトロールを行っています。                          |
| 和光スラックライン               | 公園サポーター制度に登録し、松ノ木島公園を活用したスラックラインの練習を行っています。   |
| 和光樹林公園野の花の会             | 和光樹林公園の野草の保護や散策会等のイベントの開催、園内植物のガイド等を行っています。   |
| えちごやまガーデニング<br>クラブ      | 市との協働により、越後山中央公園の花壇の整備や植栽活動等を行っています。  |

## (7) 市民意向

### ■ 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

#### 市民 意識調査

実施時期：令和2年（2020年）10月

対 象：市内在住の18歳以上無作為抽出3,000人

回 答 数：1,229人（回答率41.0%）

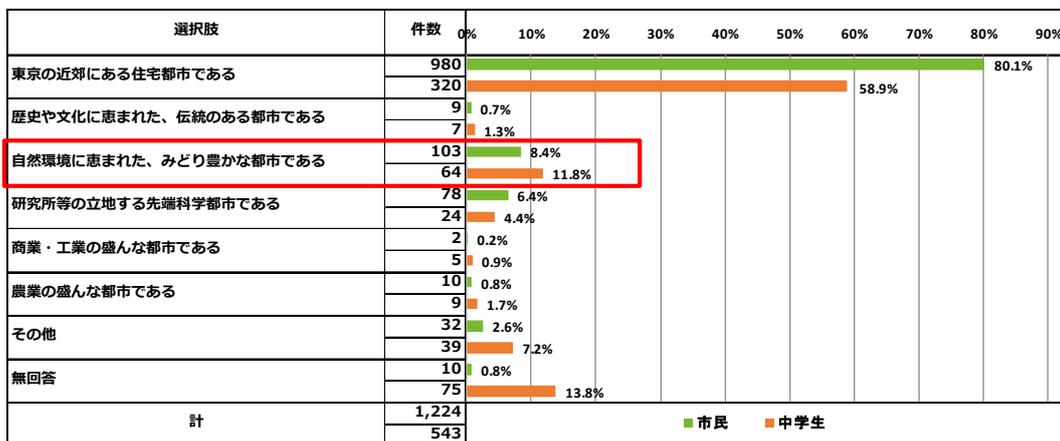
#### 中学生 意識調査

実施時期：令和2年（2020年）10月

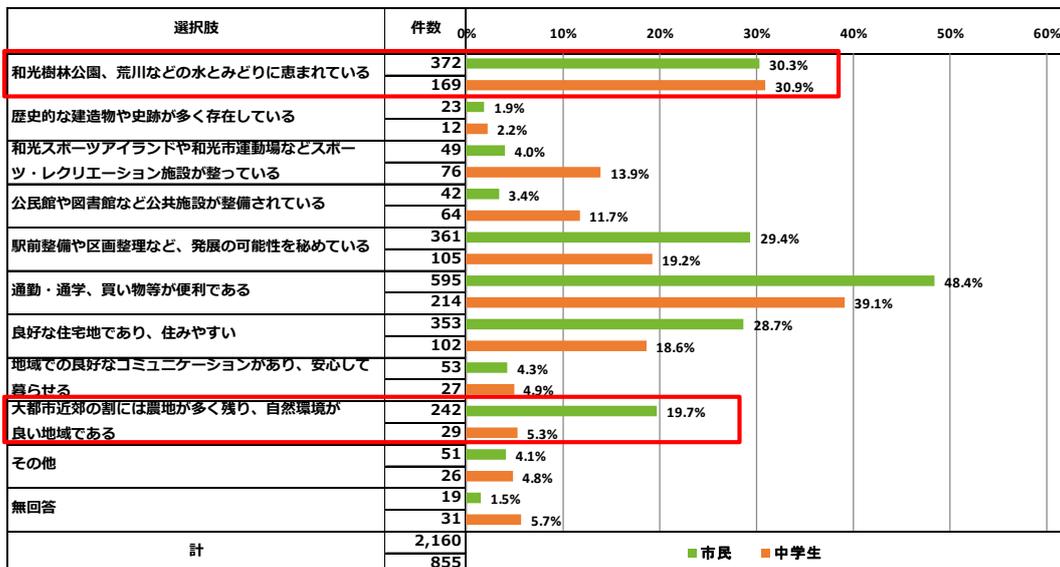
対 象：中学2年生548人

回 答 数：547通（回答率99.8%）

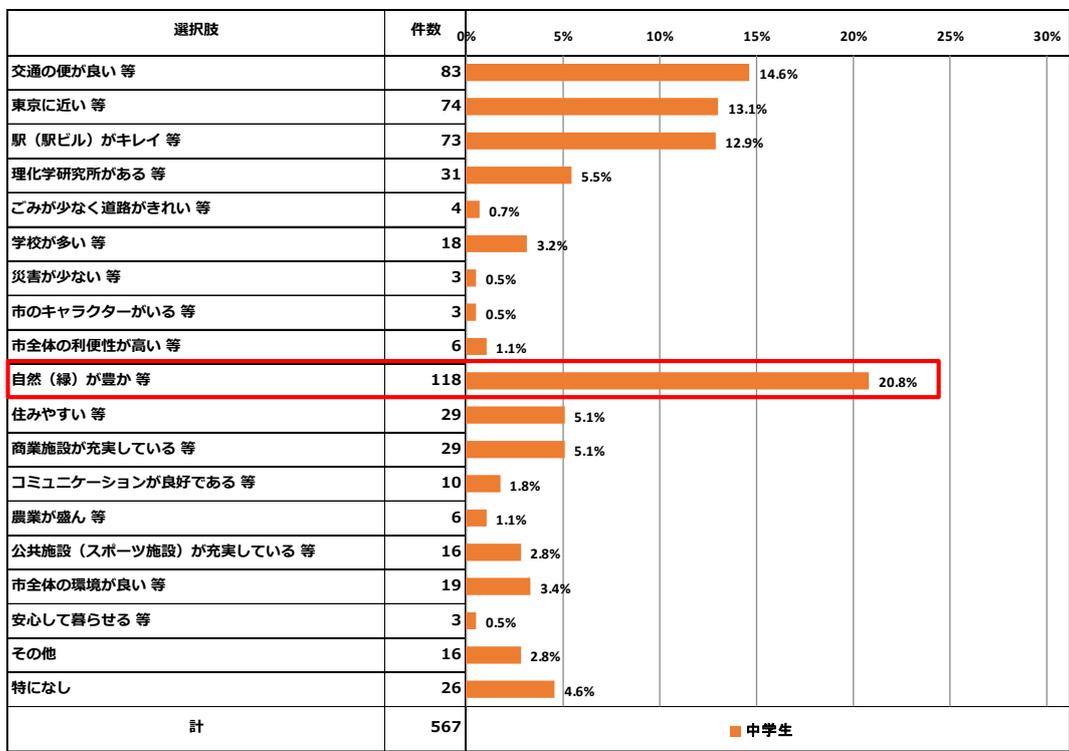
### 和光市にどんな「イメージ」を持っていますか。



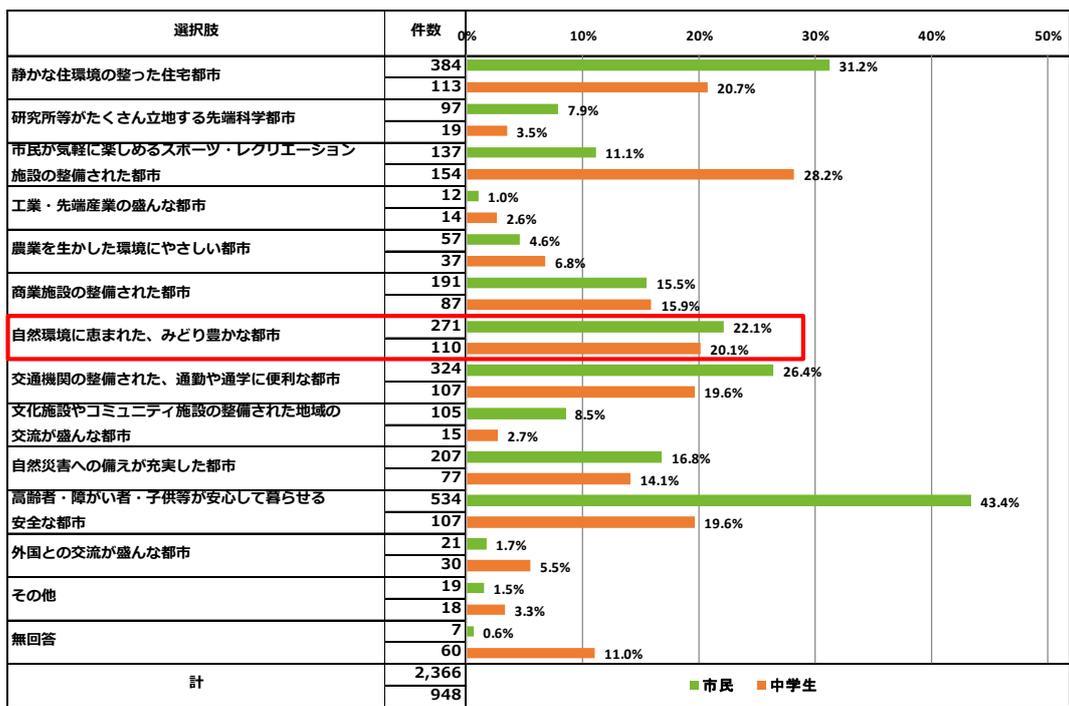
### 和光市の「魅力」は何だと思えますか。（2つ以内で選択）



現在の和光市について「自慢できるもの（好きな）ところ」は何ですか。



将来の和光市をどんな都市にすべきだと思いますか。



## ■ 和光市市民意識調査より

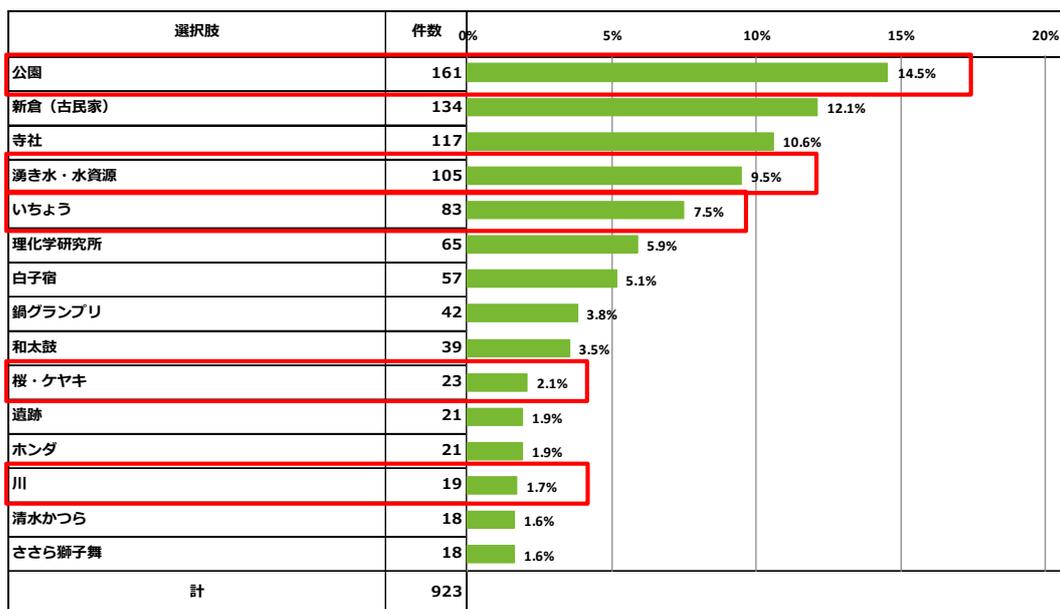
### 市民意識調査

実施時期：令和2年（2020年）6月

対象：市内在住の18歳以上無作為抽出3,000人

回答数：1,441人（回答率48.0%）

「和光市の地域資源（和光市にある名所・旧跡、文化財、伝統行事、植物などで特徴となるもの）」として思い浮かべるものは何ですか。



※18件以上を表示

### 年代別にみた回答数

|        | 1位                    | 2位 | 3位         | 4位 | 5位              |
|--------|-----------------------|----|------------|----|-----------------|
| 10・20代 | 公園（和光樹林公園）<br>湧き水・水資源 | 14 | 理化学研究所     | 11 | 新倉（古民家）<br>いちよう |
| 30・40代 | 新倉（古民家）               | 60 | 公園（和光樹林公園） | 52 | いちよう            |
| 50・60代 | 公園（和光樹林公園）            | 56 | 新倉（古民家）    | 42 | 寺社              |
| 70代以上  | 公園（和光樹林公園）            | 38 | 湧き水・水資源    | 32 | 寺社              |
|        |                       |    |            | 29 | 新倉（古民家）         |
|        |                       |    |            |    | 20              |
|        |                       |    |            |    | 和太鼓             |
|        |                       |    |            |    | 13              |

※表内の数値は件数

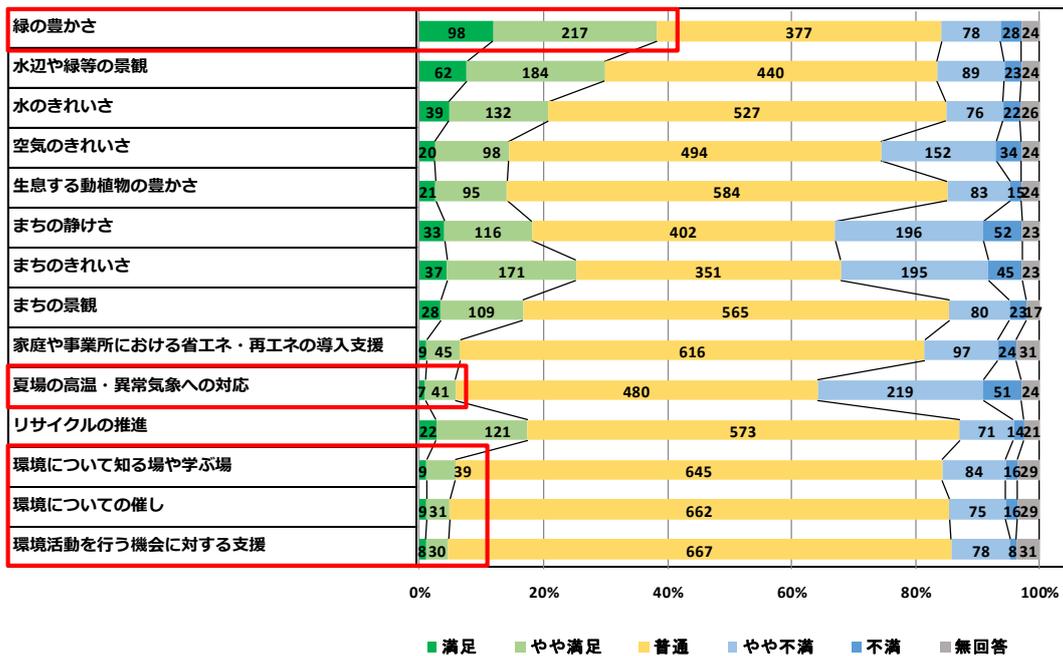
■ 第3次和光市環境基本計画策定のための市民アンケートより

市民  
意識調査

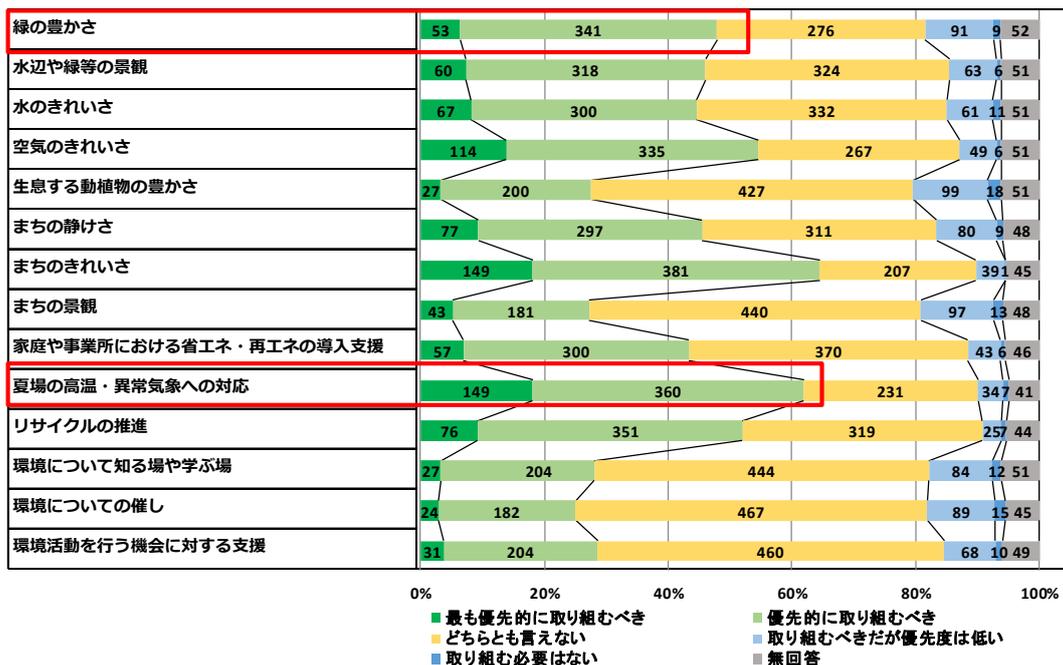
実施時期：令和2年（2020年）7月  
 対象：市内在住の18歳以上無作為抽出2,000人  
 回答数：822人（回答率41.1%）

身の回りの環境に関する「満足度」と「優先度」について

[満足度]



[優先度]



## (8) 身近な都市公園等の充足状況

現在の都市公園は、25箇所、面積42.67haで、市民一人あたりの都市公園面積は5.09㎡です。この整備水準は、埼玉県における一人あたりの都市公園面積の7.5㎡、全国の一人あたりの都市公園面積の10.6㎡を下回る状況です。

小学校区別に見ると、広沢小学校区における都市公園等整備水準（一人あたりの都市公園面積）が約58.0㎡/人で最も多く、次いで下新倉小学校区、新倉小学校区と続きます。

総合公園や運動公園といった大きな公園を除く身近な公園（街区公園、借地公園、提供公園、外環占有公園等）の整備水準は、第三小学校区及び広沢小学校区が最も多く、次いで、新倉小学校区、北原小学校区と続きます。

小学校区別の都市公園等の整備状況

(㎡/人)

| 小学校区                   |               | 白子小    | 新倉小    | 第三小    | 第四小    | 第五小    | 広沢小     | 北原小    | 本町小   | 下新倉小   | 市域計     |
|------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|
| 人口(R3(2021).3.31時点)(人) |               | 10,624 | 10,236 | 8,973  | 11,425 | 12,316 | 3,599   | 11,033 | 7,530 | 8,076  | 83,812  |
| 街区公園                   | 箇所数           | 1      | 8      | 4      | 1      | 2      | 1       | 3      | 1     | 1      | 22      |
|                        | 面積(㎡)         | 1,720  | 13,208 | 11,507 | 1,075  | 5,062  | 6,550   | 7,120  | 3,208 | 1,250  | 50,699  |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.16   | 1.29   | 1.28   | 0.09   | 0.41   | 1.82    | 0.65   | 0.43  | 0.15   | 0.60    |
| 運動公園                   | 箇所数           | 0      | 1      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0      | 0     | 1      | 2       |
|                        | 面積(㎡)         | 0      | 81,120 | 0      | 0      | 0      | 0       | 0      | 0     | 92,857 | 173,977 |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.00   | 7.93   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00    | 0.00   | 0.00  | 11.50  | 2.08    |
| 総合公園                   | 箇所数           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 1       | 0      | 0     | 0      | 1       |
|                        | 面積(㎡)         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 202,000 | 0      | 0     | 0      | 202,000 |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 56.13   | 0.00   | 0.00  | 0.00   | 2.41    |
| 都市公園計                  | 箇所数           | 1      | 9      | 4      | 1      | 2      | 2       | 3      | 1     | 2      | 25      |
|                        | 面積(㎡)         | 1,720  | 94,328 | 11,507 | 1,075  | 5,062  | 208,550 | 7,120  | 3,208 | 94,107 | 426,676 |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.16   | 9.22   | 1.28   | 0.09   | 0.41   | 57.95   | 0.65   | 0.43  | 11.65  | 5.09    |
| 児童遊園<br>未決定公園          | 箇所数           | 6      | 2      | 2      | 5      | 7      | 0       | 2      | 1     | 8      | 33      |
|                        | 面積(㎡)         | 2,296  | 1,833  | 355    | 1,923  | 1,540  | 0       | 4,480  | 245   | 5,222  | 17,893  |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.22   | 0.18   | 0.04   | 0.17   | 0.13   | 0.00    | 0.41   | 0.03  | 0.65   | 0.21    |
| 占用公園                   | 箇所数           | 0      | 2      | 1      | 0      | 1      | 0       | 1      | 0     | 0      | 5       |
|                        | 面積(㎡)         | 0      | 2,151  | 4,480  | 0      | 1,908  | 0       | 1,748  | 0     | 0      | 10,287  |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.00   | 0.21   | 0.50   | 0.00   | 0.15   | 0.00    | 0.16   | 0.00  | 0.00   | 0.12    |
| その他の公園計                | 箇所数           | 6      | 4      | 3      | 5      | 8      | 0       | 3      | 1     | 8      | 38      |
|                        | 面積(㎡)         | 2,296  | 3,984  | 4,835  | 1,923  | 3,448  | 0       | 6,228  | 245   | 5,222  | 28,180  |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.22   | 0.39   | 0.54   | 0.17   | 0.28   | 0.00    | 0.56   | 0.03  | 0.65   | 0.34    |
| 都市公園等合計                | 箇所数           | 7      | 13     | 7      | 6      | 10     | 2       | 6      | 2     | 10     | 63      |
|                        | 面積(㎡)         | 4,016  | 98,312 | 16,341 | 2,998  | 8,510  | 208,550 | 13,347 | 3,453 | 99,329 | 454,856 |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.38   | 9.60   | 1.82   | 0.26   | 0.69   | 57.95   | 1.21   | 0.46  | 12.30  | 5.43    |

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

小学校区別の身近な公園の整備状況

(㎡/人)

| 小学校区                   |               | 白子小    | 新倉小    | 第三小    | 第四小    | 第五小    | 広沢小   | 北原小    | 本町小   | 下新倉小  | 市域計    |
|------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 人口(R3(2021).3.31時点)(人) |               | 10,624 | 10,236 | 8,973  | 11,425 | 12,316 | 3,599 | 11,033 | 7,530 | 8,076 | 83,812 |
| 身近な公園<br>(街区公園とその他の公園) | 箇所数           | 7      | 12     | 7      | 6      | 10     | 1     | 6      | 2     | 9     | 60     |
|                        | 面積(㎡)         | 4,016  | 17,192 | 16,341 | 2,998  | 8,510  | 6,550 | 13,347 | 3,453 | 6,472 | 78,879 |
|                        | 一人当たりの面積(㎡/人) | 0.38   | 1.68   | 1.82   | 0.26   | 0.69   | 1.82  | 1.21   | 0.46  | 0.80  | 0.94   |

※端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

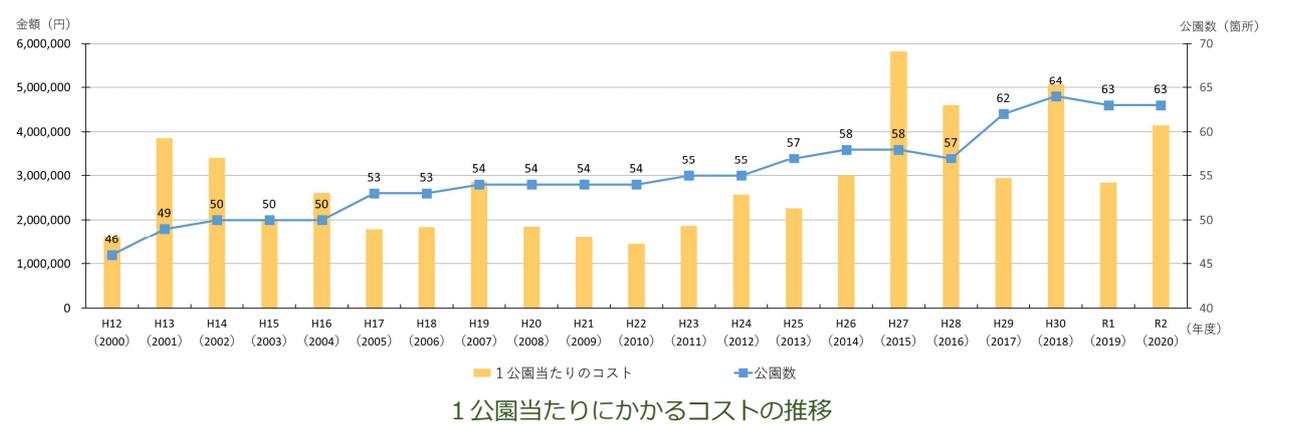
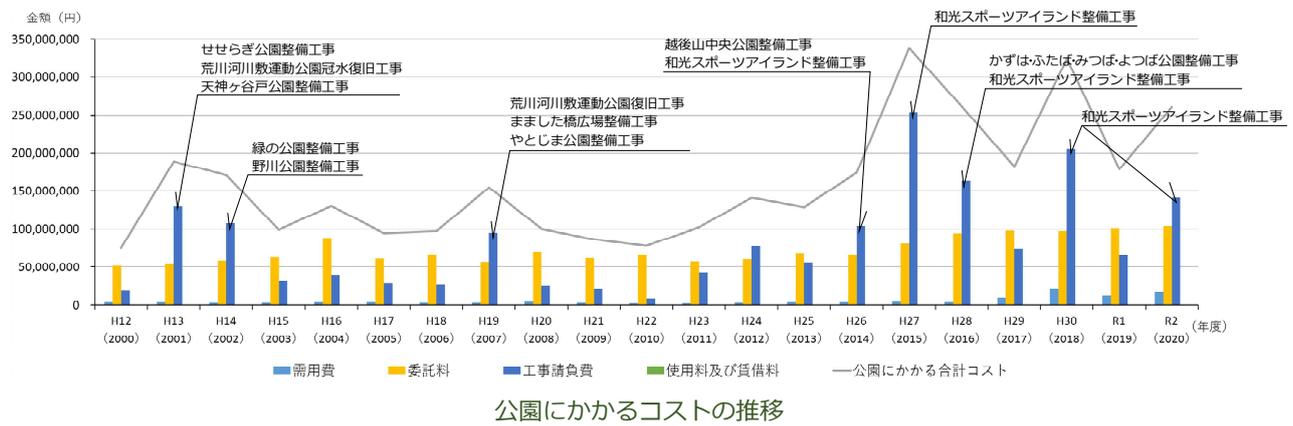


越後山中央公園

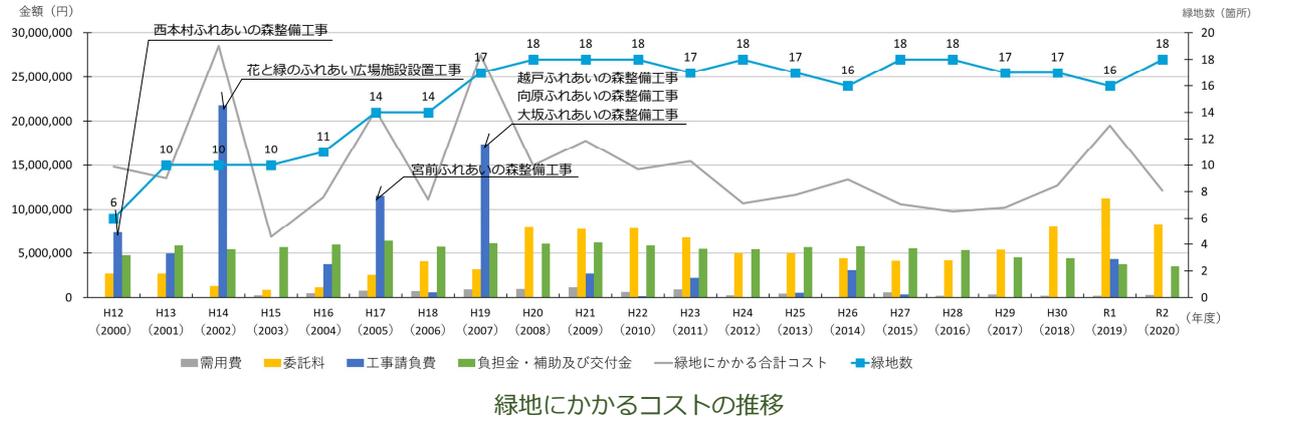
## (9) 公園・緑地の維持管理コスト

過去21年の公園にかかるコストは、近年増加傾向にあります。1公園当たりにかかるコストも市民ニーズの高まりや労務単価・物価等の上昇に伴い増加しています。

### 公園



### 緑地



※ 各節に計上している金額は、一部を抜粋しているため、決算書の数値と異なる場合があります。  
 ※ 一部、他の節で支出している項目を関連する他の節とまとめて計上している箇所があります。  
 ※ 記載している工事名は、金額の大きい主な工事です。  
 ※ 公園・緑地の中には、整備時より名称が変わっているもの、現在は廃止されているものも含まれます。

## (10) 法や条例等に基づくみどり

### < 特別緑地保全地区（都市緑地法） >

特別緑地保全地区は、本市の特徴的なみどりである台地斜面にある樹林地を保全する4箇所（午王山特別緑地保全地区、牛房八雲台特別緑地保全地区、上谷津特別緑地保全地区、白子宿特別緑地保全地区）、8,432㎡が指定されています。

| 名称            | 場所    | 面積     | 指定年月日           |
|---------------|-------|--------|-----------------|
| 午王山特別緑地保全地区   | 新倉3丁目 | 2,380㎡ | H17(2005).3.16  |
| 牛房八雲台特別緑地保全地区 | 白子2丁目 | 1,078㎡ | H27(2015).2.23  |
| 白子宿特別緑地保全地区   | 白子2丁目 | 3,537㎡ | H27(2015).12.2  |
| 上谷津特別緑地保全地区   | 新倉1丁目 | 1,437㎡ | H30(2018).11.27 |

### < 市民緑地（都市緑地法） >

市民緑地は、本市に残る貴重な樹林地のみどりであり、市民の憩いの場として「ふれあいの森」という名称で市民に親しまれています。土地所有者、市民及び市の協働により緑地の保全・管理を進めています。

| 名称        | 場所    | 面積     |
|-----------|-------|--------|
| 新倉ふれあいの森  | 新倉2丁目 | 2,761㎡ |
| 大坂ふれあいの森  | 白子2丁目 | 1,427㎡ |
| 上谷津ふれあいの森 | 新倉1丁目 | 623㎡   |
| 城山ふれあいの森  | 白子3丁目 | 413㎡   |
| 午王山ふれあいの森 | 新倉3丁目 | 2,360㎡ |
| 坂下ふれあいの森  | 新倉3丁目 | 1,794㎡ |

### < 保全地区（和光市緑の保護および緑化推進に関する条例） >

市内の自然環境の保護、美観および風致を維持するため必要があると認める地区2箇所、7,267㎡が指定されています。

| 名称          | 場所    | 面積     |
|-------------|-------|--------|
| 指定第002号保全地区 | 白子2丁目 | 5,484㎡ |
| 指定第051号保全地区 | 新倉2丁目 | 1,783㎡ |

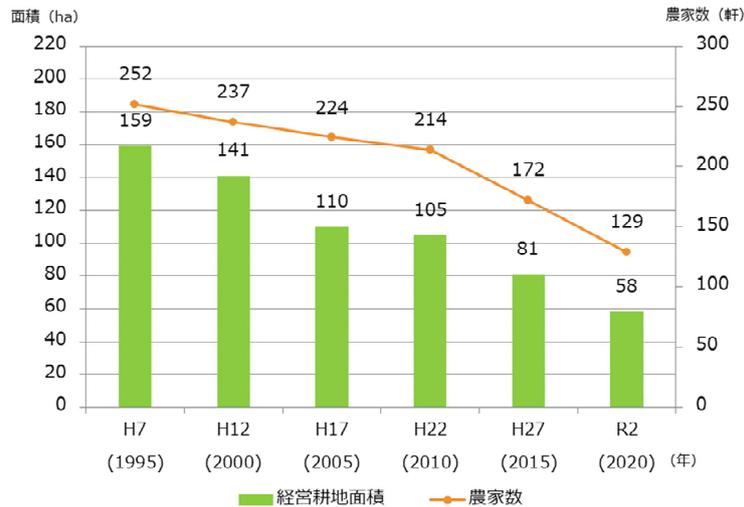
### < 保存樹木（和光市緑の保護および緑化推進に関する条例） >

市内の良好な自然環境を保護育成するため、条例に基づいた保存樹木が529本指定されています。



## (11) 農業・農地

本市の農地の状況は、令和2年（2020年）時点において、経営耕地面積は約58ha、農家数は129となっており、平成27年（2015年）から、経営耕地面積は約23ha、農家数は43軒の減少となっています。

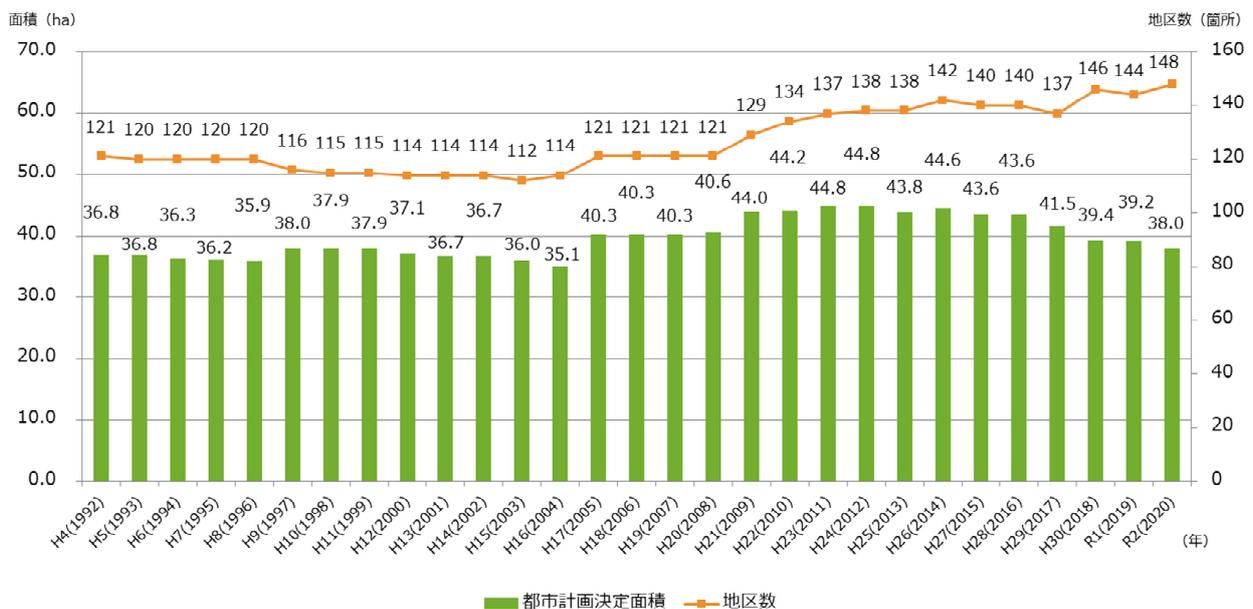


※経営耕地面積：農業経営体（30ha以上の農地経営を行っている農家等）が耕作している農地の面積

経営耕地面積と農家数の推移

（出典：農林業センサス）

また、生産緑地の面積は、令和2年（2020年）時点では約38.0ha、148箇所が指定されています。これは最も面積が広がった平成24年（2012年）と比較すると、約6.8haの減少となっていますが、箇所数は10箇所の増加となっています。



生産緑地地区の推移

## (12) みどりに関する支援制度

| 名 称                                 | 内 容   |
|-------------------------------------|---|
| <b>保全地区制度</b><br>(公園みどり課)           | 市内の良好な自然環境を保護するため、特に自然環境の保護、美観および風致を維持するため必要があると認める地区を「保全地区」として指定、保全しています。<br>●対象：保全地区の所有者等<br>●助成：固定資産税および都市計画税の1/2に相当する額<br>※「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」に基づく  |
| <b>保存樹木制度</b><br>(公園みどり課)           | 市内の良好な自然環境を保護するため、特に自然環境の保護、美観及び風致を維持するために必要があると認める樹木を「保存樹木」として指定、保護しています。<br>●要件：①幹周りが1.2m以上かつ高さ10m以上<br>②株立ちした樹木で高さ2.5m以上<br>③つる性の木本で枝葉の面積が25㎡以上<br>●助成：1本又は1株につき4,000円/年<br>※「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」に基づく   |
| <b>公園サポーター活動支援制度</b><br>(公園みどり課)    | 公園愛護に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを推進しています。<br>●支援：美化活動又は公園等の利活用を行う個人又は団体（法人を含む）に対し、予算の範囲内において、当該活動に必要な物品の貸与又は支給<br>※「和光市公園サポーター活動支援事業実施要綱」に基づく  |
| <b>公共施設美化サポーター制度</b><br>(環境課)       | ボランティアで環境美化活動（空き缶や吸殻等のゴミの収集や花壇の手入れ等）を行う個人、団体を支援しています。<br>●支援：ボランティア活動保険の加入費の負担<br>環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与<br>回収したごみの処理<br>※「和光市公共施設美化サポーター支援実施要綱」に基づく  |
| <b>雨水浸透施設設置費補助制度</b><br>(環境課)       | 地下水の涵養のため、既存の戸建住宅に対する雨水浸透施設設置費の補助事業を実施しています。<br>●対象となる施設：設置に適した雨水浸透施設<br>●種類：雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ<br>●補助：要した費用の1/2を上限（1,000円未満切捨、5万円以下）1世帯につき1回を限度<br>※「和光市まちづくり条例」第37条もしくは第48条の規定に基づき雨水浸透施設を設置する者を除く<br>※「和光市雨水浸透施設設置費補助金交付要綱」に基づく  |
| <b>雨水貯留槽（雨水タンク）設置費補助制度</b><br>(環境課) | 地下水の涵養のため、雨水貯留槽（雨水タンク）設置費の補助事業を実施しています。<br>●対象となる施設：設置に適した雨水貯留槽（80ℓ以上）<br>●貯留槽数：一戸建て住宅→1基、集合住宅→建築面積(㎡)を100で除した基数（整数位）<br>●補助：一戸建て→要した費用の1/2（1,000円未満切捨、上限2万円）<br>集合住宅→要した費用の1/2（1,000円未満切捨、上限10万円）<br>※「和光市まちづくり条例」第37条の規定に基づき雨水貯留槽を設置する者を除く<br>※「和光市雨水貯留槽設置費補助金交付要綱」に基づく |

### (13) 持続性が担保されていないみどり

公有地のみどりと違い、民有地のみどりは法的、もしくは社会通念上、その持続性が担保されません。主な民有地のみどりとして、市民緑地であるふれあいの森や、保全地区、生産緑地、一部の借地公園が挙げられます。民有地の中でも、社寺林は社会通念上持続性のあるみどりで、また、白子宿特別緑地保全地区は、民有地ですが法的に担保された緑地です。



持続性が担保されていない主なみどり

## 4. 目標

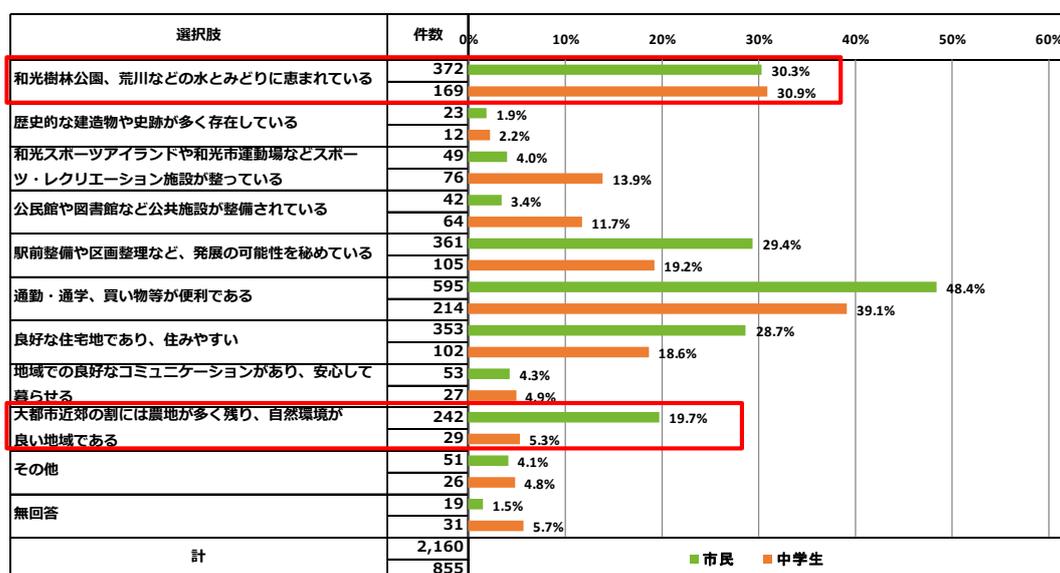
### (1) みどりの目標4, 5 (指標としたアンケートについて)

目標4, 5については、以下のアンケートを元に目標を設定しています。

#### 目標4 みどりを市の魅力とを感じる人の割合

##### 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

▼ 和光市の魅力は何だと思えますか。(2つ以内で選択) ※再掲



「和光樹林公園、荒川などの水とみどりに恵まれている」と「大都市近郊の割には農地が多く残り、自然環境が良い地域である」を選択した人を合わせた人数の割合を指標とした。

##### みどりを市の魅力とを感じる人の割合(現状値)の算出

◆ 都市マスタープラン策定のための市民アンケートの回答数

大人：1,229 中学生：547

◆ 次の各選択肢を選んだ件数

① 「水とみどりに恵まれている」 大人：372 中学生：169

② 「自然環境が良い地域である」 大人：242 中学生：29

◆ 割合(%) = (①の回答件数 + ②の回答件数) ÷ 回答数 × 100

大人 (372+242) ÷ 1,229 × 100 = **49.9%**

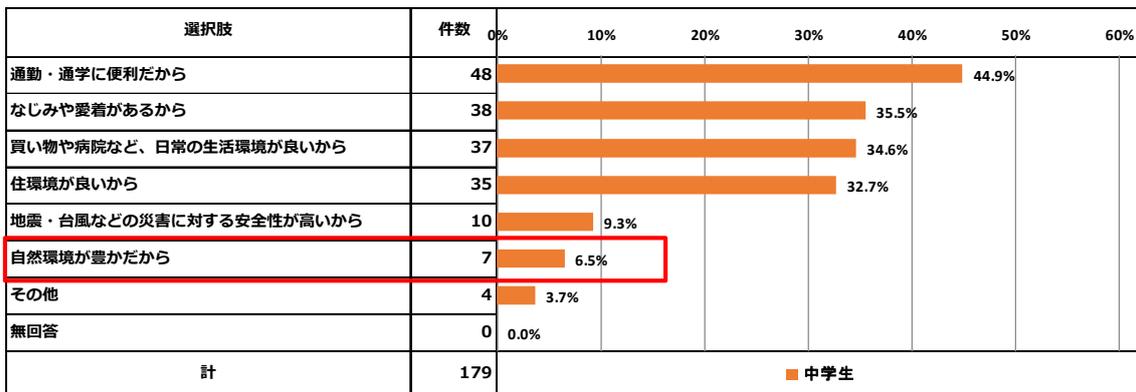
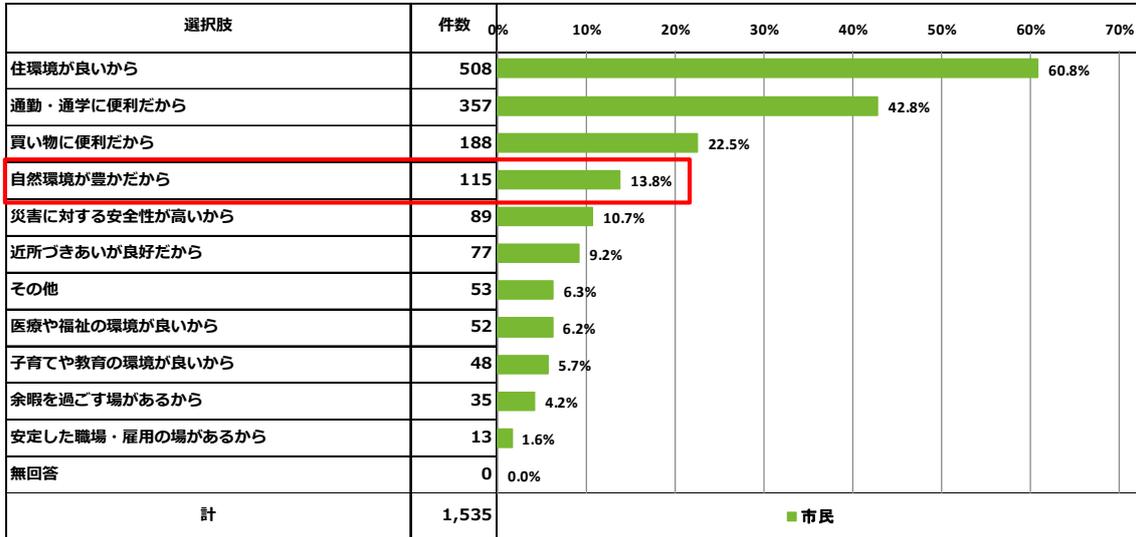
中学生 (169+29) ÷ 547 × 100 = **36.1%**

## 目標5

## 「自然環境が豊か」なので和光市に住み続けたい人の割合

### 都市計画マスタープラン策定のための市民アンケートより

▼「現在の場所に住み続けたい」と思う理由は何ですか。



「現在の場所に住み続けたいと思うか」の問いに対し、「住み続けたい」と回答した人のうち、定住理由として「自然環境が豊かだから」を選択した人数の割合を指標とした。

### 「自然環境が豊か」なので和光市に住み続けたい人の割合（現状値）の算出

◆「現在の場所に住み続けたい」と回答した人数 大人：835 中学生：107

◆次の選択肢を選んだ件数

「自然環境が豊かだから」 大人：115 中学生：7

◆割合（％）＝回答件数÷回答数×100

大人  $115 \div 835 \times 100 = 13.8\%$

中学生  $7 \div 107 \times 100 = 6.5\%$

## (2) 基本施策ごとの目標

本計画では、基本方針に基づく取組の効果やみどりの豊かさを図る指標として5つのみどりの目標を掲げました。この5つの目標に加え、各基本施策ごとの進捗状況を確認するため、下記のとおり目標を定めます。

### 基本方針1 みどりの維持

#### 基本施策1-1 今あるみどりを守る

個別施策①  
樹林地の保全

緑被率調査

1回 / 5年

個別施策④  
公園の維持管理

遊具の安全点検

1回 / 年

#### 基本施策1-2 愛されるみどりにする

個別施策①  
みどりの利用価値と  
存在価値の向上

市民協働で公園の利活用を  
検討した公園数

中間見直しまでに5公園

ふれあいの森保全方針の作成

中間見直しまでに作成

個別施策③  
誰にでもやさしい  
デザインの導入

インクルーシブ遊具の導入実績

計画期間中に3公園

### 基本方針2 みどりの創出

#### 基本施策2-1 新たなみどりをつくる

個別施策③  
公共の  
みどりの創出

公共施設の緑化件数  
(駐車場・壁面緑化等)

計画期間中に21件

個別施策④  
民有の  
みどりの創出

市民緑地認定制度の活用

計画期間中に1件以上

苗木等配布実績

400本 / 年

#### 基本施策2-2 今あるみどりを活用する

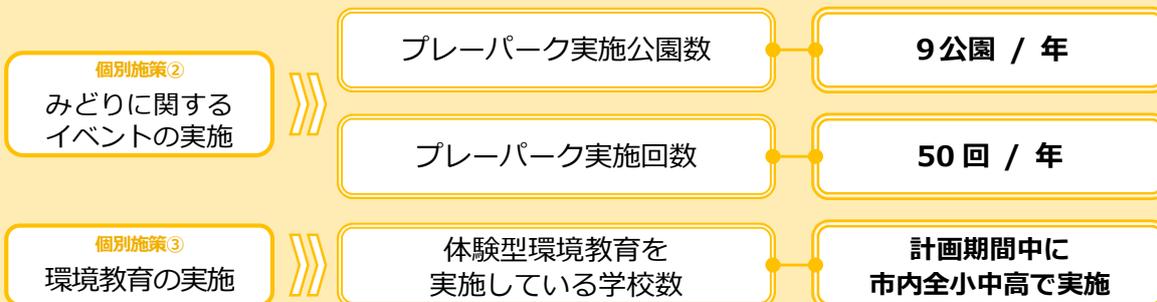
個別施策①  
公園を補完する  
公共施設等の  
みどりの活用

都市公園ストックの再編

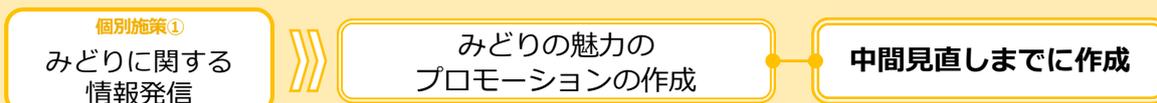
計画期間中に1件以上

### 基本方針3 みどりの魅力発信

#### 基本施策3-1 みどりに触れる機会をつくる

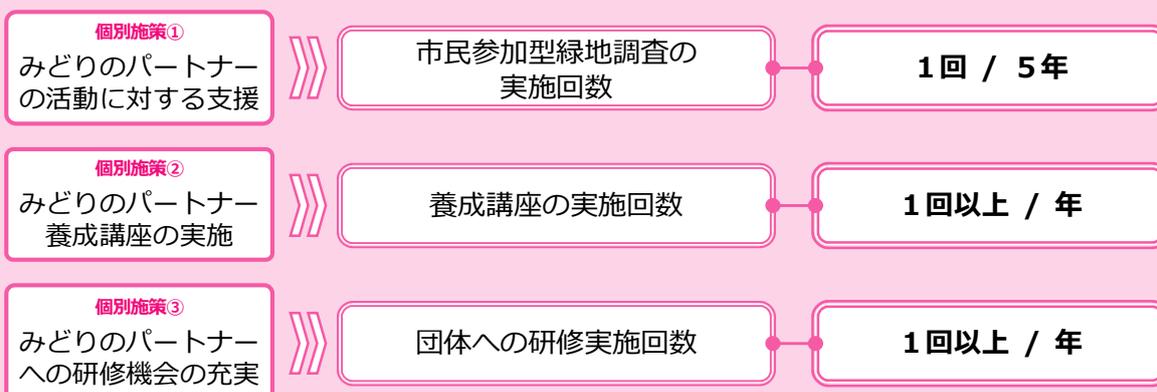


#### 基本施策3-2 みどりの良さを広める

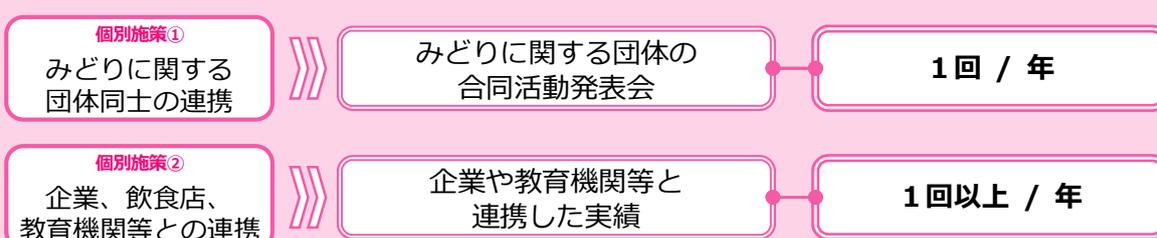


### 基本方針4 みどりのパートナーづくり

#### 基本施策4-1 みどりのパートナーを育てる



#### 基本施策4-2 みどりの輪をつなげる



## 5. 計画の策定体制と経過

### (1) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会設置要綱

制定 令和2年(2020年)12月25日 和光市告示第322号

(設置)

第1条 和光市みどりの基本計画(以下「計画」という。)の見直しの検討を行うため、和光市みどりの基本計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の見直しに関する事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 市内関係団体を代表する者 6人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部公園みどり課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

## (2) 和光市みどりの基本計画見直し検討委員会委員名簿

◎委員長    ○副委員長

| 区分           | 所属                 | 氏名             |
|--------------|--------------------|----------------|
| 学識経験を有する者    | 千葉大学 准教授           | ◎ 木下 剛         |
| 市内関係団体を代表する者 | 和光市環境づくり市民会議       | ○ 峯岸 正雄        |
|              | 和光市農業委員会           | 浪間 兼三          |
|              | NPO 法人わこう子育てネットワーク | 猪瀬 知順          |
|              | NPO 法人和光・緑と湧き水の会   | 高橋 勝緒          |
|              | 新倉午王山の会            | 小林 新           |
| 公募による市民      | 和光樹林公園パートナーズ       | 石井 史織          |
|              |                    | 戸部 正子<br>横田 明菜 |

## (3) 計画の策定経過

| 実施日                        | 事項                           | 内容  |
|----------------------------|------------------------------|---|
| 令和3年(2021年)<br>3月24日       | 第1回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会       | 和光市みどりの基本計画の見直し、現行計画の進捗とみどりの現況、緑地の評価                      |
| 令和3年(2021年)<br>5月12~13日    | 現地調査<br>~和光市の湧水と緑地を巡る~       | 検討委員会による現地調査(緑地・公園/市内12箇所)                                |
| 令和3年(2021年)<br>7月27日       | 現地調査(追加)                     | 公園みどり課による現地調査(緑地・公園/市内13箇所)                               |
| 令和3年(2021年)<br>8月27日       | 第2回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会       | 緑地の現地調査の報告と評価、課題の整理について                                   |
| 令和3年(2021年)<br>11月24日      | 第3回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会       | 和光市みどりの将来像、章構成について  |
| 令和4年(2022年)<br>2月3日        | 第4回和光市みどりの基本計画見直し検討委員会(書面開催) | 素案について  |
| 令和4年(2022年)<br>2月22日~3月14日 | パブリック・コメント募集                 | 説明会①令和4年2月24日<br>説明会②令和4年2月25日<br>説明会③令和4年3月9日<br>意見数:11件 |
| 令和4年(2022年)<br>3月          | 策定                           |   |

## 和光市みどりの基本計画

策定年月 令和4年（2022年）3月

発行者 和光市

計画期間 令和4年度（2022年度）から  
令和23年度（2041年度）まで

担当課 和光市建設部公園みどり課





子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える  
「湧き水」と「みどり」のまち

